

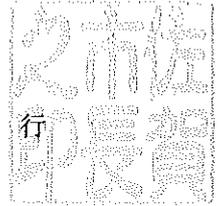
諮問書

佐市観第204号

平成30年12月25日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

佐賀市大隈重信記念館（以下、「記念館」という）への監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 諮問理由

記念館は大隈侯に関する貴重な資料を常時展示しており、来年度には早稲田大学から大隈家ゆかりの七宝焼大花瓶一對の寄附を受け、展示できるよう準備を進めている。

記念館の管理体制は、職員は別棟の事務室での作業や、館内及び旧宅の案内を行っているため、館内の状況把握が難しい場合も多い。

このため、資料や設備の破損・盗難防止及び入館者の安全確保を目的として、監視カメラを設置する。

3 所管課

観光振興課

4 管理者

観光振興課長

5 運用開始時期

平成31年2月（予定）

6 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- ・記念館内に4台の監視カメラを設置する。
- ・事務棟内事務室にモニター及び保存専用ハードディスクを設置する。

(2) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、常時稼働し、画像を撮影する。
- ・撮影データは保存専用ハードディスクに記録し、20日間保存する。
- ・記録後20日を経過したデータは、順次新しい画像データを上書き保存することにより完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(3) 掲示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

7 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市大隈重信記念館監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。
- ・ハードディスクを設置する事務室は、閉館時は施錠するとともに、機械による警備を行う。

8 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市大隈重信記念館監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市大隈重信記念館監視カメラ運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市大隈重信記念館（以下「記念館」という。）入館者の安全確保及び記念館施設、設備、資料等の破損、盗難等の防止を目的として設置する監視カメラ及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、記念館内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、観光振興課長とする。

3 取扱者は、観光振興課観光企画係長とする。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データを適正に取り扱わなければならない。

(画像データの取り扱い)

第4条 監視カメラは、常時画像を撮影し、画像データは、保存専用ハードディスクに20日間記録する。

2 前項のハードディスクは事務棟内の執務室に設置することとし、当該事務棟は閉館時に施錠するとともに、機械による警備を行う。

3 撮影後20日を経過した画像データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。

4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例第8条第1項ただし書に該当する場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

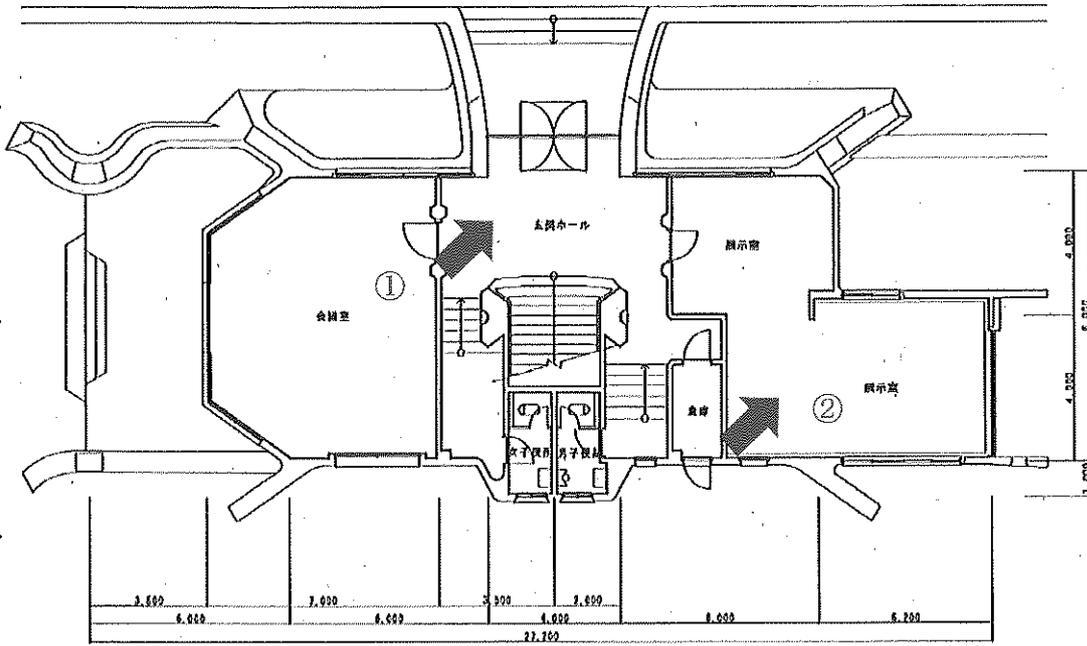
(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

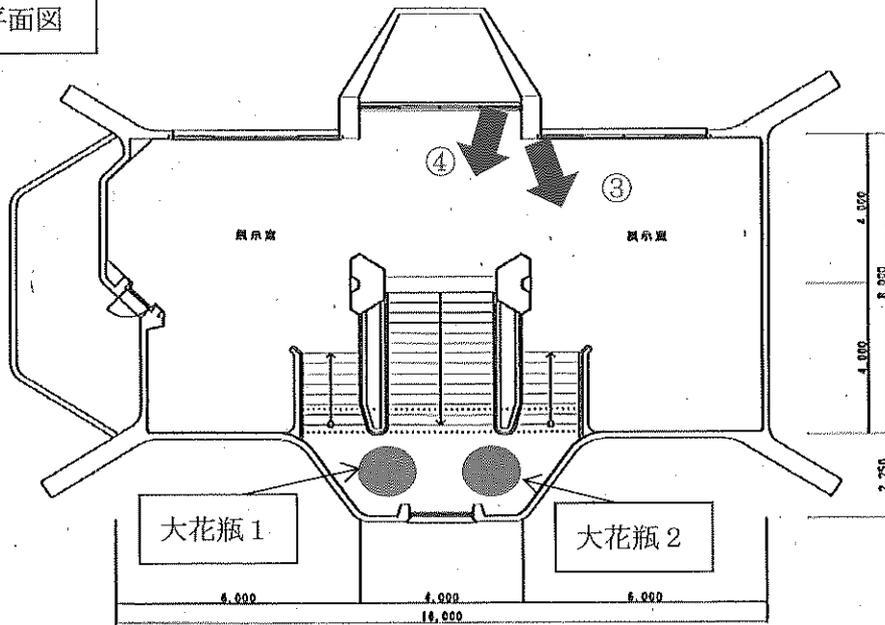
この基準は、平成 年 月 日から施行する。

1階平面図



1階平面図 1:100

2階平面図



2階平面図 1:100

↑ : カメラ設置位置 (撮影方向)

① 1階エントランス付近



② 大隈重信侯展示室 2



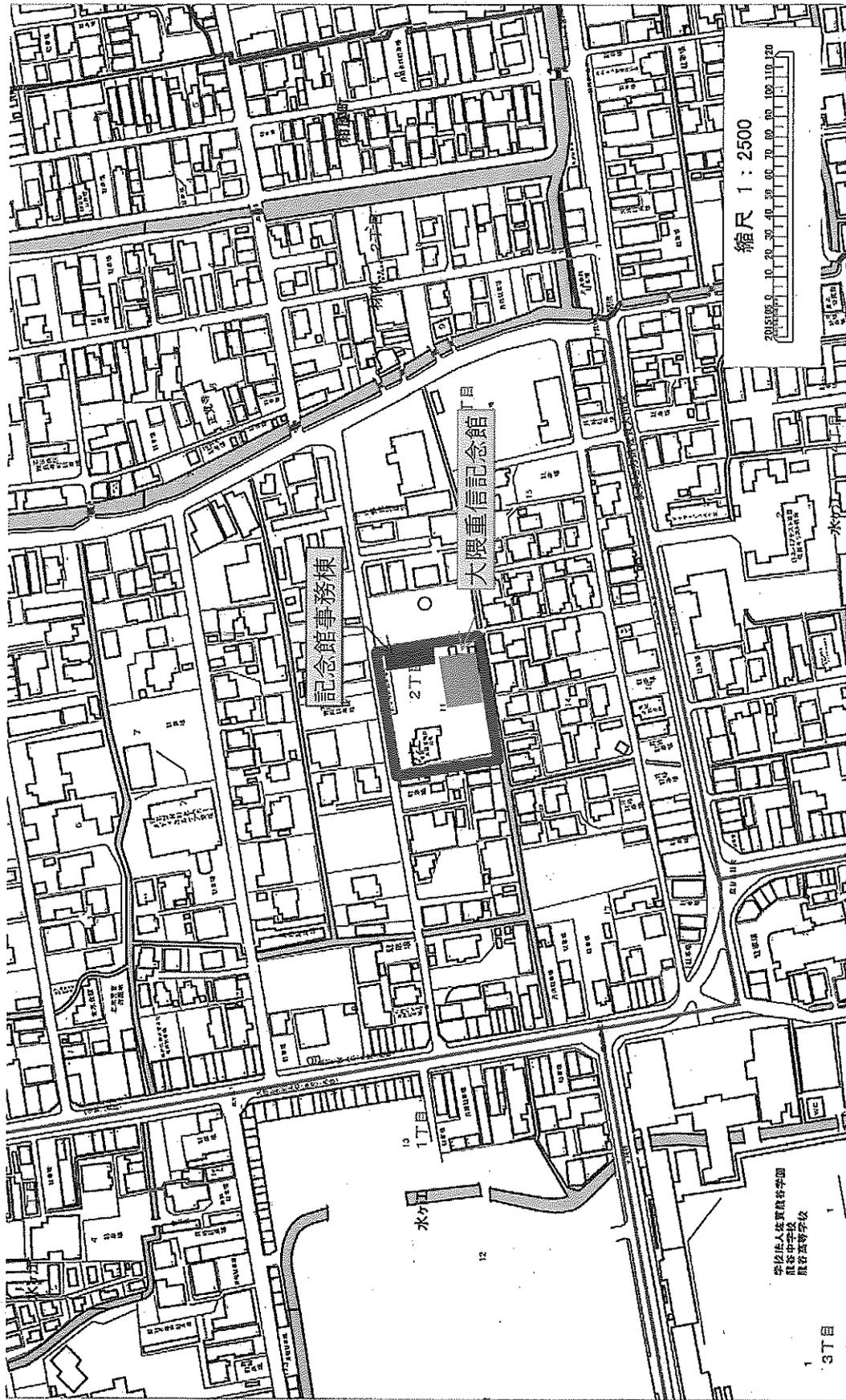
③ 2階企画展示室



④ 階段室



大隈重信記念館 付近見取図



縮尺 1 : 2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

学校法人生涯教育学園
大隈重信記念館
大隈重信記念館